

# 宮崎県 I C T 活用工事実施要領（港湾版）

令和 8 年 3 月 1 9 日

県土整備部港湾課

## （趣旨）

第 1 この要領は、宮崎県県土整備部が「港湾土木請負工事積算基準」に基づいて積算し、発注する港湾工事のうち、I C T 施工技術を全面的に活用する工事（以下「I C T 活用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第 2 I C T 活用工事とは、次に掲げる①から⑤までの各段階において、I C T を全面的に活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量（I C T 浚渫工、I C T 基礎工、I C T 海上地盤改良工）
- ② 3次元数量計算（I C T 浚渫工、I C T 基礎工、I C T 海上地盤改良工）
- ③ I C T を活用した施工（I C T 浚渫工、I C T 基礎工、I C T ブロック据付工、I C T 本体工、I C T 海上地盤改良工、）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理（I C T 浚渫工、I C T 基礎工、I C T ブロック据付工、I C T 海上地盤改良工、）
- ⑤ 3次元データの納品（I C T 浚渫工、I C T 基礎工、I C T ブロック据付工、I C T 海上地盤改良工、）

## （対象工種・実施内容）

第 3 I C T 活用工事の対象工種及び実施内容は、別表 1（対象工種）左欄に示す工種及び右欄に示す国土交通省実施要領の「1. I C T 活用工事」に基づくものとする。

ただし、災害復旧事業や国土交通省所管以外の事業については、所管省庁への変更手続きの要否や予算上の制約の有無等を確認するため、発注者は別途港湾課と協議すること。

## （I C T 活用工事の発注方式）

第 4 I C T 活用工事の発注方式は受注者希望型とし、別表 1 に掲げる工種のうち、別表 2 に掲げる目安となる工事内容を満たす工事又は該当工種を含む工事に適用するものとする。

なお、I C T 活用工事として発注していない工事、「宮崎県 I C T 活用工事実施要領（一般土木版）」に適用される工事及び 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）を適用可能な工事において、受注者からの活用希望があり、発注者との協議が整った場合は、I C T 活用工事として事後的に設定できるものとし、I C T 活用工事として設定した後は、受注者希望型と同様の取扱いとする。

(発注における入札公告等)

第5 入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という)及び特記仕様書別表において、「ICT活用工事」である旨を記載するものとする。

<受注者希望型(入札公告等の記載例)>

5 その他の事項

本工事は、ICT活用工事(受注者希望型)の対象工事である。

対象の工種は、〇〇工とする。

※適用する工種のみ記載すること。

(工事成績評価における加点措置)

第6 ICT活用工事として第2に掲げる全ての段階でICTを活用した工事は、「創意工夫」の評価項目において2点の加点とする。なお、一般土木版と併用した場合においても、成績評価の加点は港湾版のみ(一般土木版を加算しない)とする。

(施工管理、監督・検査の対応)

第7 ICT活用工事を実施するにあたっては、国土交通省が定める出来形管理要領、出来形管理の監督・検査要領等(別表3)に則り、監督・検査を実施するものとし、監督員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

また、監督・検査に係る機器(3次元データを閲覧可能なパソコン等)は受注者が準備するものとする。

(工事費の積算)

第8 工事の積算については、港湾土木請負工事積算基準(従来施工)に基づく積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用工事を実施する場合、「ICT活用工事積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について、見積りを求め、その内容を確認の上、設計変更するものとする。

(現場見学会の実施)

第9 ICT活用工事の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。その際には、事前に現場見学会の予定時期及び見学会内容や費用等について、受発注者間で協議して決定するものとする。

(ICT活用証明書の発行)

第10 ICT活用工事を実施した工事には、工事執行機関の長から受注者にICT活用証明書(別記様式1)を発行する。

なお、証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(アンケート調査)

第11 発注者がICT活用工事の効果検証等に係る調査を行う場合は、受注者はこれに協力するものとする。

(その他)

第12 本要領によるICT活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 対象工種（第3関係）

対象工種	国土交通省実施要領
1 浚渫工	I C T活用工事（浚渫工）実施要領
2 基礎工	I C T活用工事（基礎工）実施要領
3 ブロック据付工	I C T活用工事（ブロック据付工）実施要領
4 海上地盤改良工	I C T活用工事（海上地盤改良工）実施要領
5 本体工	I C T活用工事（本体工）実施要領

別表2 ICT活用工事適用一覧（第4関係）

工種	発注方式適用の目安		各段階におけるI C Tの活用（注H）				
	発注者指定型	受注者希望型	① 3次元 起工 測量	② 3次元 数量 計算	③ I C T を活用 した 施工	④ 3次元 出来形 管理	⑤ 3次元 データ の納品
1 浚渫工	—	○(注A)	○	○	○	○	○
2 基礎工	—	○	○(注B)	○(注B)	○	○(注C)	○
3 ブロック据付工	—	○	—	—	○	○(注D)	○(注D)
4 海上地盤改良工	—	○	○	○	○	○	○
5 本体工	—	○	—	—	○	—	—

注A：浚渫量10,000m<sup>3</sup>以上

注B：基礎捨石を行う場合（実施しない場合は対象外）

注C：機械均し（重錘式）または人力均し等を行う場合（実施しない場合は対象外）

注D：消波ブロック据付完了後、構造物が完成形状となった場合（完成形状ではない場合は対象外）

別表3 施工管理要領、監督・検査要領（第7関係）

1	マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）
2	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）
3	3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）
4	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）
5	マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（基礎工編）
6	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（基礎工編）
7	3次元データを用いた出来形管理要領（基礎工編）
8	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）
9	施工履歴データを用いた出来形管理要領（基礎工編）
10	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）
11	ICT機器を用いた測量マニュアル（ブロック据付工編）
12	3次元データを用いた出来形管理要領（ブロック据付工編）
13	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（ブロック据付工編）
14	マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
15	3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
16	3次元データを用いた出来形管理要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
17	3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（海上地盤改良工：床掘工・置換工編）
18	施工履歴データを用いた出来形管理要領（海上地盤改良工：床掘工編）
19	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（海上地盤改良工：床掘工編）
20	ICT機器を用いた出来形管理要領（本体工：ケーソン据付工編）
21	ICT機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（本体工：ケーソン据付工編）

様式1

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇  
〇〇 〇〇 様

宮崎県  
〇〇土木事務所長 印

### I C T活用証明書

下記工事について、I C Tの実施を証明する。

工 事 名 : 令和〇〇年度〇〇工区〇〇工事  
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日  
完成年月日 : 令和〇〇年〇月〇日